

ヒバクと健康 *LETTER* 通巻 62 2022-7

2022年7月15日 夏号

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト
<http://hibakutokenkou.net/>

日本政府、放射線審議会、規制委員会は、
日本の法令、「公衆の放射線防護基準 年 1mSv」
を勝手に削除・緩和してはならない。

ICRP（国際放射線防護委員会）と日本政府は、
放射線の防護でなく、原発など核産業の
防護に努めてきた。

矢ヶ崎克馬琉球大名誉教授が批判論考を公表 1～7頁

一般社団法人「被曝と健康研究プロジェクト」

顧問 有馬理恵 劇団俳優座女優、石塚健 医師、沢田昭二 名古屋大名誉教授、理論物理、
内部被曝研究者、曾根のぶひと 九州工業大名誉教授、玉田文子 医師、西尾正道 北
海道がんセンター名誉院長、本行忠志 大阪大医学系研究科教授、益川敏英 ノーベ
ル物理学賞、名古屋大特別教授・素粒子研究機構長、京都大名誉教授(2021年7月
23日逝去) 松崎道幸 道北勤医協ながやま医院院長、矢ヶ崎克馬 琉球大名誉教授
代表理事 田代真人 ジャーナリスト、理事 浅野真理、住田ふじえ 監事 三宅敏文

◆ 「LETTER」の内容についてのご意見は下記へお寄せください。

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト 代表 田代真人

〒325-0302 栃木県那須町高久丙407-997

Eメール: masa03to@gmail.com

「被曝防護基準」国内法令の大幅緩和の危機迫る ICRP は命の防護ではなく核産業の防護に努めてきた

矢ヶ崎克馬

(1) 国際放射線防護委員会 (ICRP) 核産業擁護の歴史—功利主義

① 功利主義進化の歴史

1895年レントゲンのX線発見、1898年キュリー夫妻のラジウム発見は核時代の幕開けであり、一世紀を超える電離放射線、核研究の歴史は人類を死滅させるかもしれない核兵器開発と原子力発電へと展開した。それは同時に深刻な放射線被曝の歴史でもあった。その被曝は同じく人類・生物を死滅させうるかもしれない危険性を持っていた。

1928年国際X線ラジウム防護委員会は、放射線作業従事者を放射線被曝による職業病から守ることを任務として発足した。第2次世界大戦中、原爆が開発され（マンハッタン計画）ヒロシマナガサキに投下された。核兵器が世界支配戦略の要となった。

核兵器による世界戦略にとって、放射線被曝の実態は決定的に不都合となり、裏の核戦略として被曝被害を隠蔽する情報操作が重要となった。特に放射性物質が体内に入ることによる内部被曝は最悪の健康被害をもたらした³⁾が、それは核戦略を世界に受け入れさせることを阻む深刻さがあった。米国核戦略による内部被曝の隠蔽操作は、原爆による健康被害の「科学的」認識から始められた。「DS86」により放射性の埃は健康被害をもたらさない極少量であったとされ、被曝被害の国家的認識を歪めた。日本国内法の「被爆者援護法」等に於いて一貫して内部被曝が無視され、この内部被曝隠蔽は「広島黒い雨」、「長崎被爆体験者」を代表とする被曝被害者を今も苦しめ続けている。

1950年、米原子力委員会と配下の「全米放射線防護委員会=NCRP」はX線ラジウム防護委員会の名称を変更してICRP国際放射線防護委員会を発足させた。その組織は米核戦略（知られざる核戦争）を担うNCRP組織メンバーがそっくりICRP委員を兼ねるものであり、発足翌年にはICRP内の「内部被曝委員会」を封鎖してしまった。

その後のICRPの動きは、国際的な反核兵器の世論を反映した「科学に基づく人道」の実施を部分的には実施せざるを得なかったが、基本的には米核戦略の露払いとして、可能な限り被曝被害を「見えなくする」体系を世界中に普及させる機関となった。ICRPは、核戦略・核産業を支え維持させる「被曝受け入れの哲学：功利主義確立」の道を絶え間なく追求し続けてきた。市民に「放射線被曝を如何に受け入れさせるか」の考え方（情報操作：「知られざる核戦争」）を追求してきた。核戦略・核抑止論と核産業を市民に受け入れさせる科学の装いをした「似而非科学体系」を作り上げた。

英国の民間学術・慈善団体ICRPは「功利主義を深め」続ける「知られざる核戦争」の最前線部隊である。現在、科学的知見に基づいて市民を人道的に誠実に被曝被害から防護する上で最大の障害となっている。ICRPの歴史の概略を表1に示す。

年	哲学	内容
1955	原則的立場	可能な限り低く
1959	リスク受忍論	公益を生む事業にはある程度リスクを我慢しなければならない

1966	リスク・ベネフィット論	原子力応用で生じる利益には、リスクを容認しなければならない
1973	コスト・ベネフィット論	命の金勘定の定式化。住民保護が発電コストを上回らないように
1977	ICRP 防護三原則 徹底した功利主義 民主主義の原則に反する思想	正当化、最適化、線量限度の導入 原発産業の揺るぎない経営のための功利主義哲学 人権より原発維持と金儲け
1996	IAEA 会議 「チェルノブイリ事故後 10 年」 住民避難させず 保護せず	(技術シンポジウムの結論と提言) 通常、人々は日常生活の中でリスクを受け入れる準備ができてい る。彼らはそのような状況の中で専門家を信じており、当局の正 当性に疑問を投げかけていない (閉会の辞の基調講演) 被曝を軽減してきた古典的放射線防護は複雑な社会的問題を解決 するためには不十分である。住民が永久的に汚染された地域に住 み続けることを前提に、心理学的な状況にも責任を持つ、新しい 枠組みを作り上げねばならない
2007	ICRP2007 年勧告 「永久的に汚染された地域 に住み続ける」の条件化 事故が起きたら 100mSv/年まで OK その後は 20mSv/年まで OK	「住民を避難させず、汚染地域に住み続けさせる」の具体化 被曝状況を従来の「計画被曝状況 年間 1mSv」に加えて： 「緊急時被曝状況」 20～100mSv 「現存被曝状況」 20mSv 以下 を追加し、「高汚染地域に 住み続けさせる」への指針を提供 (表 2 参照) (何が「放射線防護だ！」核産業防護そのものではないか)
2011	東電フクシマ事故 法令を無視:20mSv 適用(原 子力ロービーに服従)	政府は国民と約束している(法令で定められている) 1mSv を放棄 し法令にない ICRP 勧告の 20mSv で規制 人権より核産業(核抑止力)維持
2020	ICRP2020 年勧告 Pub.146 (東電フクシマ事故で健康 被害はなかった) 制限値から 1mSv を排除 限度値の巨大化	防護基準のさらなる改悪 職業人 5 年で 100mSv⇒100mSv (5 年を撤去) 一般公衆 事実上の 1mSv の撤回 1～20 mSv/年のバンドの下方部分下半分から選択すべきとし、 徐々にバンドの下端に向かって低減する
22.2.18	放射線審議会、上記勧告を 国内取り入れ準備開始	上欄の ICRP Pub.146 に従って 法令を改めることを準備 国内法の大改悪

表 1 ICRP の功利主義進化の歴史 功利主義哲学の深化が発足以来 27 年掛けて「ICRP 防護三原則」として定式化された。その後のチェルノブイリ法の「被曝被害からの人権擁護」の施策を如何に前例としないで破壊するかの歴史。(ICRP 2007 年勧告「Introduction」、中川保雄「放射線被曝の歴史」を参照して作成)

②特徴として上げられることは例えば公衆被曝限度については ICRP1985 年パリ会議で宣言された年間 1mSv を歴史的到達点にして、その後はその制限を「古典的介入(防護策)はもはや実施しない」として「住民を高汚染地域に住み続けさせる」方針を具体化する防護基準をどう確立するか、を画策した歴史である(1996 IAEA 会議、ICRP 2007 勧告)。何と「事故が生じたら」

という口実で 100mSv/年までの制限線量が制度化された。日本では原子力ロビーの指導を受けた日本政府により、20mSv/年の基準が設定され、住民を被曝から守る責任が放棄された。

- ③ 事故が生じた際、住民を高汚染地域に住み続けさせる方針が国際原子力ロビーにより確立された。IAEAの「チェルノブイリ事故後10年」およびICRP 2007年勧告による。ICRP 2007で提示された基準を表1で読み取って欲しい。一般公衆の線量限度を旧来の「計画被曝」状況のみに閉じ込め、新規被曝状況の「緊急時被曝」と「現存被曝」で参考レベルという用語を用いて凄まじい線量を許容することを迫っている。その具体的基準はICRP 2007勧告で示された「被曝状況」の拡大により具体化される(表2)。

被曝状況 [←]	内容 [←]
計画被曝 [←]	線源の計画的導入と操業に伴う状況 [←] 年間 1ミリシーベルト [←] 被曝線量制限の用語：線量限度 [←]
緊急時被曝 [←]	至急の注意を要する予期せぬ状況 [←] 年間 20～100ミリシーベルトの範囲で指定 [←] 被曝線量制限の用語：参考レベル [←]
現存被曝 [←]	管理に関する決定をしなければならない時点で [←] 既に存在する被曝状況 [←] 年間～20ミリシーベルトの範囲 [←] 被曝線量制限の用語：参考レベル [←]

表2 ICRP 2007で示された事故の際「住民を住み続けさせる」被曝量規定

(巨大な線量限度を国際基準化)

表2で示されたことの意味は、それまでは飽くまで公衆の線量限度は年1mSvとされ、事故などの対応はその基準を保持したままの緊急

事態として対応するところであった。ところが、IAEAの1996年決議で「事故の際、永久的に汚染された地域に住民を住み続けさせる」指針が決定された。そのシステムとしての具体化がなされたのである。表2のように「国際原子力ロビー」は、被曝状態の拡大により、「年20～100mSv」を国際的基準値として合法化した。

ICRP 2007年勧告を受け入れればその国の被曝防護基準が巨大改悪させられる。「参考レベル」と名称を異ならせているだけで「巨大な線量限度」が基準化されようとしているのである。

特記すべきは、このような巨大改悪は東電福島原発事故の時点では日本の法令には一切取り込まれておらず、日本の法令基準は、例えば、一般公衆の場合、年1mSvのままである(今なお)。

さらに驚くべきことは時の日本政府は日本の法令基準を無視した。国民との約束違反である。加えて、適用するならそれなりの規定された手順があるはずであるが、それをも無視して、ただ「原子力緊急事態宣言」の下に内閣府内「緊急事態対策本部」の内部討議のみで「文科省通達」として年20mSvが実施されたことである。

「国際原子力ロビー」の指示が国内法を超越して国家が動かされた。「年20mSvの日本での実施」は、法治国家として許されざる前例となった。しかしこの巨大非合法施策が今もまかり通っていることが日本社会の民主主義的危機を象徴している。

◆この章は、以下の文献を参考にした 中川保雄「放射線被曝の歴史」1991、肥田舜太郎「広島が消えた日」日中出版1982、 矢ヶ崎克馬「知られざる核戦争」ヒバクと健康 LETTER 2019年特別号、 矢ヶ崎克馬「隠された被曝」新日本出版2010、矢ヶ崎克馬「放射線被曝の隠蔽と科学」2021

(2) 防護基準はどれだけのリスクを許容するか

① ICRP1990 の付随文書「Bases for judging the Significance of the Effect of Radiation (放射線の影響の重要性を判断するための基礎)」の Table C-6 に於いて、1 mSv/y の被曝を生涯継続した場合のがんによる過剰死亡が 0.4% であることが示されている。1000 人に付き 4 人のがん死亡が過剰に発生するという極めて高い死亡率である。しかし、この数値はがん以外の死亡を除外している数値であることに注意する必要がある。

筆者は厚労省の人口動態調査から年令調整死亡率と男女別連嶺別死亡率等を解析したが、特に年齢別死亡率からはがん以外の過剰死亡が非常に深刻であることが判明している。

1990 RECOMMENDATIONS OF THE ICRP				
Table C-6. The detriment at various annual doses, as assessed at present on the basis of the multiplicative projection model, compared with the total risk assessed in 1977 at the old dose limits				
Probability (10^{-2})				
Annual effective dose (mSv)	Fatal cancer	Weighted curable cancer ¹	Weighted hereditary ¹	Aggregated detriment ²
<i>Workers (exposure from age 18 to age 65)</i>				
50	8.6	1.72	1.72	12.0
30	5.3	1.06	1.06	7.4
20	3.6	0.72	0.72	5.0
10	1.8	0.36	0.36	2.5
50 (1977)	2.9	—	—	—
<i>Public (exposure from birth over lifetime)</i>				
5	2.0	0.40	0.53	2.93
3	1.1	0.22	0.29	1.61
2	0.8	0.16	0.21	1.17
1	0.4	0.08	0.11	0.59
0.5	0.2	0.04	0.05	0.29
1 (1977)	0.1	—	—	—

¹ The weighting is for severity and length of life lost.
² The sum of columns 2, 3 and 4.

全国の死亡数は、2010 年以前の死亡トレンドに比較して 2011 年から 9 年間の死亡数の増減は、長寿化する (死亡数の異常減少) 人口が 60 万人に対して、短命化する (死亡数の異常増加) が 70 万人おり、全体で見れば 10 万人の死亡数の異常増加があることを報告した (第 110 原発事故避難者通信)。筆者は死亡率の 2011 年前後の変化を経年変化として分析しているに過ぎず、原因の調査は部分的にしか行っていない。しかし検知しうる情報による総合的判断は、主要要因は放射線被曝である。経緯と科学から判断すると、主要原因から放射線被曝を排除できない。

表3 ICRP1990年勧告の付随文書の生涯リスク計算値

この長寿化あるいは短命化した人口を被曝によると仮定し、短命化の比率を評価すると 9 年間で 0.6% の死亡の過剰増加である。

死亡異常増加のうち、発がんによる死亡は未だ少ない状況である。このことを考慮すると上記生涯死亡リスクは 1% に接近する凄まじいものである。国際的に達成されている「有害汚染物質」制限基準に比し少なくとも 100 倍の生涯リスクである。

健康被害は無かったとの情報操作が何故行われてきたか等の「知られざる核戦争」の凄まじさは、地震国日本では原発が基本的人権・生存権と相容れない存在であることを明瞭に示す。

② しきい値のない有害汚染物質に対しては中央環境審議会 (1996 年) では、生涯死亡リスクが 10^{-5} (10 万分の 1) になる暴露レベルを実質安全量 (Virtually Safe Dose) とみなして基準値とすることが答申されている。諸外国の基準は生涯死亡リスクが $10^{-5} \sim 10^{-6}$ である。

被曝分野では、米国環境保護庁 (USEPA) がハンフォード核施設などの除染に適用している規制値は年 0.15 mSv であり、生涯リスク は約 3×10^{-4} とされる。

アメリカ合衆国原子力規制委員会 (Nuclear Regulatory Commission) は 0.25 mSv/y (生涯リスク

4×10^{-4}) のクリーンアップレベルを基準化している。さらに米国科学アカデミーは医療被曝限度を 0.1 mSv/y と決定している。

この様な状況下で国際原子力ロビーおよび日本政府は逆方向を制度化しようとしており、まさに異常であるといわざるを得ない。日本政府は「東電事故後 20 mSv/y で対処したが、健康被害は皆無だった」として国内法令を大改悪しようとしている。

(3) 日本政府の「被曝防護」対応歴史 —国内では公衆の防護基準は年間 1 mSv —

① ICRP 勧告の国内法令取り入れ

日本政府は過去に於いて、ICRP の 1985 年に勧告された「公衆の被曝線量限度は年間 1 mSv 以下」を全面的にフォローし紹介してきた。

具体的には ICRP 1990 で公衆の被曝線量限度は「年間 1 mSv 」が勧告され、日本では放射線審議会が審議し、2010 年に国内法に取り入れる具申を行っている。〈取り入れに当たっての基本的考え方〉で「公衆の被曝に関する限度は、実効線量に付いては年 1 ミリシーベルトとし、これを規制体系の中で担保することが適当である」と明記している。これに伴い「管理区域等の設定に当たって」では、法令で一律に基準を定めることとし、その設定基準は、公衆被ばくの線量限度を考慮して決める。等と書かれている。

日本の法令の現状としては ICRP1990 年勧告の国内取り入れの作業が 2010 年に完結しており、この答申内容は現在でも変更されていない。

② 日本の法律状況

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第二条 に原発等の周辺地域の線量が定められている。

住民（一般公衆）が居住する地域は「周辺監視区域の外側」と位置づけられる：

「周辺監視区域とは管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう（規則第二条 6 項）。」 その線量限度は（実効線量として）「一年間につき一ミリシーベルト（ 1 mSv ）である」とある。

告示および規則の文言としては一般公衆の文言はないが、用語として「線量限度」を用いている。「原子力の安全に関する条約」に示す日本政府の公衆保護基準は、まさにこの規定を根拠法令と明記し、「一般公衆の線量限度は実効線量として 1 mSv/年 」と明示しているのである。

要するに日本の法令は、一般公衆の線量限度は（実効線量として）「一年間につき一ミリシーベルト（ 1 mSv ）」であり、これを元に諸法令が規定されているのである。

③ 「一年間につき 1 mSv 」は今なお日本住民の被曝限度である

「一年間につき一ミリシーベルト（ 1 mSv ）」は業者規制のための区域被曝限度であり、これは、一般公衆側の権利としては法律で担保されておらず、よって、権利と義務の法律論からは、日本国国民の一般公衆が被曝から避難する権利を有していない」とする論があると聞いている。これを裏付けるように、環境省は「環境省放射線による健康影響等に関する統一

的な基礎資料（平成30年度版）」4章に於いて公衆被曝に付いてICRP2007勧告と国内法令「放射線障害の防止に関する法令」との比較に於いて「線量限度は規定はない（事業所境界の線量限度、廃棄、排水の基準は1mSv/年を元に設定している）」と記述する。

この環境省の記述はICRP2007勧告との比較のように見せかけて、現に施行されている「一般公衆の線量限度が年1mSv」であることを隠蔽するもので、作為的誤りである。上記赤字部分のように、ICRPは国内法令に取り入れられており、現在も変更されていない。環境省はそのよう正確に記述すべきである。日本が締結している国際条約はまさに上記の「放射線審議会」の論理そのものを使用している。

④ 「原子力の安全に関する条約」に示す日本政府の公衆保護基準

日本が締結する表記条約の「国別報告」は公衆被曝に関して、「国内では「放射線障害の防止に関する法令」等が用意されており、公衆の線量限度は「年1mSvである」としている。

（原子力規制委員会「原子力の安全に関する条約 日本国第6回国別報告（平成25年）」。

「原子力の安全に関する条約」の第15条が放射線防護の規定である。

締約国は、作業員及び公衆が原子力施設に起因する放射線にさらされる程度がすべての運転状態において合理的に達成可能な限り低く維持されること並びにいかなる個人も国内で定める線量の限度を超える放射線量にさらされないことを確保するため、適当な措置をとる、

これに対する原子力規制委員会の報告は

「**实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（線量告示）**」により、管理区域における線量限度及び放射性物質の濃度限度、周辺監視区域外の線量限度及び放射性物質の濃度限度、放射線業務従事者の線量限度、緊急作業に係る線量限度等を定量的に規定している。として**「一般公衆の線量限度は、表15-1に示すとおりであるとする。そして表15-1では一般公衆の線量限度は「実効線量として、1mSv/年」と明示する。**

ここでの特徴は、電離則などの法令を根拠として、一般公衆の線量限度は「実効線量として、1mSv/年」であるとしている。公衆に対する線量限度は法令による規定と謳っている。

ところが報告書2019年版になると

「・・・法令上の濃度限度をさらに下回る放出管理目標を設定し、ろ過や時間による減衰等によって含有される放射性物質の濃度を低下させる処理が行われ、**周辺監視区域外の放射性物質濃度限度として法令で定められる濃度限度を超えないように管理される。**」と明言しながら表15-1は放射線従事者に限定されて記述される。即ちH25年版で明示された「一般公衆」の項を欠落させているのである。

しかしながら、H25年版の報告書で扱っている周辺監視区域外の公衆の線量限度1mSv/年等の規定をそのまま根拠の国内法としており、H25年版の報告を否定しているのではない。単に記述しないだけの取り扱いである。

日本国は国際的には公衆の線量限度は「一般公衆の線量限度は「実効線量として、1mSv/年」と明言しながら、国内向けには環境省ではあるが、政府機関が「公衆に対する「線量限度の規定はない」としているのである。前述したが、一見法令に従っているように見える「1mSvは業者規制のための区域被曝限度であり、権利と義務の法律論からは、日本国国民の一般公

衆が被曝から避難する権利を有していない」等という論理がまかり通る。放射線審議会および国際条約での日本の取り扱いは明確に一般公衆の線量限度を年 1 mSv と明記している。国際法は国内法の一つとして扱われ、国内法より優位に位置づけられる。環境省の誤解を誘う対比内容は、国内法大改悪の布石を打っているかのようである。

(4) 国内法被曝防護の大幅緩和の危険

悪質な健康被害隠蔽情報

国連科学委員会 (the United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation; UNSCEAR) は 2020 年 3 月 9 日に 2020 年の報告書を公表した。福島事故については「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」とされた。これは悪質な情報操作である。事実と異なる (第 110 原発事故避難者通信)。

放射線審議会

放射線審議会は ICRP 2007 年勧告を国内法に適用すべく審議している最中である。そこでは放射線被曝限度のシステムの改悪を図った表 2 の「被曝状況」が基本概念として既に設定されている。これ自体が被曝許容の巨大な改悪である。事実上「放射線防護」ではなく「被曝強要」システムであり、法令を科学的知見に逆行して変更する反人道である。

さらに改悪の危険が進行する。2022 年 2 月 18 日、ICRP2020 勧告に基づき、4 年ぶりに、政府の放射線防護の指針となる文書の改訂版をとりまとめた。放射線防護委員会 (ICRP) が「現存被曝状況」の「目標値 (参考レベル)」として示していた「1~20 mSv のバンドの下方部分」との文言を削除し、「年間 1~20 mSv のバンドの下半分」と修正した。しかもこの「下半分」は当初「10mSv」だった (Our Planet-TV) という。従来の「1 mSv」から「10mSv」に基準を 10 倍に緩和する意図が見え隠れする。

原子カムラの本音

田中俊一前原子力規制委員長は「福島第一原発事故から 11 年たってわかったことは、国が定めた放射線の防護基準が復興の大きな妨げになっているということだ。非科学的で、合理性がなく、復興が進まない。」(南日本政経懇話会 2022 年 3 月鹿児島会場 (ヒバクと健康 LETTER 通巻 60 号 2022-5-1 掲載)) と語る。さらに、「1mSv 神話」と断言した。(長瀬ランダウア KK 「NL だより」520 号 2021.4 トップコラム)。これが元規制委員長の思想なのだ。権力はこの立場で棄民を進める。しかし事実とは全く逆だ。健康被害は目を覆いたくなる凄まじさだ。事実を隠蔽あるいは無視し、住民の人権を奪う言説である。

年 1 mSv という線量限度自体は有害物質汚染規制の国際水準から生涯死亡リスクが何桁も高い。誠実な「防護とは言いがたい」酷い基準である。その有様の上にさらに、高汚染地域に住民を居住させ続ける」ための被曝限度の巨大緩和が国際原子力ロビーによってなされ、日本政府が率先追従しようとしている。被曝から免れて健康的に生きる生存権、即ち基本的人権を認めない棄民である。生存権の破壊である。

日本政府は、国際社会に恥じない正々堂々とした誠実さを示し、せめて国際法で「公衆の線量限度」と日本政府が「誓約」している年 1mSv を維持すべきである。 (やがさき・かつま)